

## 福岡県福祉サービス第三者評価機関業務実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、福岡県福祉サービス第三者評価認証要綱（以下「認証要綱」という。）第3条の規定に基づき、評価機関の適切な評価業務の実施のため、評価機関の使用する第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱い等を定めるものとする。

### (評価業務)

第2条 評価機関は、別に定める「福岡県福祉サービス第三者評価基準」（以下「評価基準」という。）を用いて評価業務を行う。

### (契 約)

第3条 評価機関は、第三者評価事業を行うにあたっては、評価を受ける事業者と文書による契約を締結するものとする。

2 契約書には、契約金額、評価機関の義務、事業者の義務、契約変更、損害賠償等、必要な事項を盛り込むこと。

3 評価機関は、契約にあたって、事業者に事業の趣旨、評価内容、評価の手法、評価調査者等の重要事項を事前に説明すること。

### (書面調査及び訪問調査)

第4条 評価業務は、書面調査及び訪問調査により実施するものとする。

2 書面調査は、事業者が行う評価基準等による自己評価の結果と事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準等の項目ごとに福祉サービスに実施概況等を把握する。

3 前項の自己評価は、評価基準の評価項目について、事業者自らが各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、運営管理部門及び福祉サービス部門の職員等の合議により作成する。

4 訪問調査は、書面調査及び第5条に定める利用者の意向の把握調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準に沿って運営や福祉サービスの実施状況を把握・検証する方法により行う。

### (利用者の意向の把握調査)

第5条 評価機関は、評価事業の一環として、利用者の福祉サービスに関する意向等を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果を訪問調査の資料として活用する。

但し、アンケート調査実施が困難な場合は、事前に事業所と協議の上、別

途調査方法を定めた上で実施する。

(評価調査者の登録証明)

第6条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、評価調査者登録証明書を必ず携帯し、事業者及び利用者等に対する調査を行う場合は、これを提示し、身分を明らかにした上で実施する。

(評価調査者の業務)

第7条 評価業務は、認証要綱第2条の(5)のエの規定により実施するものとする。

- 2 評価結果の取りまとめは、当該評価事業を実施した評価調査者を含めた2人以上の合議により行うものとする。
- 3 評価決定委員会を設置している評価機関は、評価決定委員会の承認を得て評価結果を決定する。
- 4 評価調査者が代表者や理事、役員等、または雇用関係にある福祉サービス事業者の評価は行わないこと。

(評価結果等の報告)

第8条 評価機関は、評価結果等について評価を受けた事業者に報告し、評価結果等の公表について当該事業者の同意を得るものとする。

- 2 評価機関は、第三者評価事業の終了後、福岡県推進機構にその評価結果及び公表に関する同意の有無を報告する。

(評価結果の公表)

第9条 福岡県推進機構及び評価機関は、受審事業者の同意を得た評価結果を、別に定める様式に基づき公表する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。